

竹原市民生都市建設委員会

平成29年6月16日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第30号 広島中央環境衛生組合理約の変更について
- 2 議案第39号 竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

(その他)

- 1 閉会中継続審査（調査）について

(平成29年6月16日)

出席委員

氏 名	出 欠
宮 原 忠 行	出 席
竹 橋 和 彦	出 席
今 田 佳 男	出 席
高 重 洋 介	出 席
北 元 豊	出 席
宇 野 武 則	出 席
松 本 進	出 席

委員外議員出席者

氏 名
山 元 経 穂
堀 越 賢 二
川 本 円
井 上 美 津 子
道 法 知 江

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳
議会事務局係長 矢 口 尚 士
議会事務局主事 前 本 憲 男

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	細 羽 則 生
総 務 部 長	平 田 康 宏
福 祉 部 長	久 重 雅 昭
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二
ま ち づ くり 推 進 課 長	國 川 昭 治
健 康 福 祉 課 長	塚 原 一 俊

午前9時51分 開会

委員長（宮原忠行君） それでは、皆さんおはようございます。

開会前に委員長から一言申し上げます。

発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、発言していただきますようよろしくお願いいたします。

議事の進行ですが、付託案件の審査を2回に分け、第1回目は詳細にわたる一問一答による質疑、その後委員による自由討議を行います。第2回目は、自由討議の結果を踏まえ、引き続き大綱的な一括質疑の後、個別討論、個別表決と考えております。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、平成29年第2回定例会の民生都市建設委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（細羽則生君） 改めまして、おはようございます。

委員長をはじめ委員の皆様におかれましては、お忙しい中委員会を開催いただきましてありがとうございます。

本日は、議案第30号の広島中央環境衛生組合格約の変更について及び議案第39号の竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の2議題につきまして御説明をさせていただきますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（宮原忠行君） それでは続いて、執行部より資料の訂正について報告がありますので、報告者の説明を求めます。

総務部長。

総務部長（平田康宏君） 皆さん、おはようございます。

委員長の御配慮によりまして冒頭お時間いただきまして申しわけございません。

私の方からは、資料の訂正について御説明させていただきます。

正誤表をお配りしておりますが、このたび資料に誤りがございました。内容につきまし

ては、13日の本会議で御説明申し上げましたが、議案第36号竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてでございます。この際、同意を求める御本人といたしまして、山元禮子さん、現在提案させていただいていますが、正誤表がございましたように、山元禮子さんの禮の字に誤りがございました。現在議案書等に記載しておりますのはしめすへの豊でございますが、正しくは片仮名のねへの豊が正しいというものでございました。

人事案件の人名の誤りにつきましては、昨年12月の第4回定例会での人権擁護委員の推薦に関しまして字の誤りがあったところでございます。チェックは十分しなければということで、その際に委員の皆様の方にも慎重にチェックということと厳しいお言葉もいただきましたが、再度このような誤りがございましたことに対しまして心からおわび申し上げる次第でございます。申しわけございません。

なお、山元・子さん御本人には連絡をさせていただきまして、このたびの誤りにつきましておわびを申し上げた次第でございます。

私から以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長（宮原忠行君）　こういう過ちが二度あることは三度あるということにならないように十分に点検をお願いいたしたいと、そのことを要望しておきたいと思っております。

それでは、退席していただいて結構です。

それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について執行部の説明を受けてまいります。

審査の都合上、市民生活部提出議案である議案第30号、福祉部提出議案である議案第39号の順に行ってまいりたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君）　異議なしと認め、そのようにとり行います。

なお、執行部からの説明は以後座ったまま行っていただいて結構です。

議案第30号広島中央環境衛生組合理約の変更についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君）　市民生活部でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

市民生活部からは、議案第30号広島中央環境衛生組合理約の変更についてを御提案さ

させていただきます。この議案の説明について、ただいまから課長の方からいたしますので、よろしく願いいたします。

委員長（宮原忠行君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） それでは、提出議案について説明をさせていただきます。

提出議案39ページをお願いいたします。

議案第30号広島中央環境衛生組合理約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定によりまして関係地方公共団体と協議の上、広島中央環境衛生組合理約の変更について地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容につきましては、40ページをお願いいたします。

このたびの規約の変更につきましては、机上に資料として不動産登記法に基づく所在地番の変更についてを配付させていただいておりますが、不動産登記法においては地番を付す場合には一筆の土地ごとに地番を付さなければならないとされておりますが、広島県においては耕地番と山地番が付番された地域があり、その地域では同一地番があるという重複地番が多数存在している実情にあります。この重複地番の存在は、各種行政サービスの普及の阻害要因となるばかりか、不動産に関する権利を保全し、もって取引の安全、円滑を図ることに支障を来すものでございます。このため、広島法務局において不動産登記事務取扱手続準則第67条第3項の規定に基づきまして、登記官の職権により山地番の表記が変更されることから、組合事務所の所在地番を変更するものであります。広島中央環境衛生組合理約第4条中、東広島市西条町上三永766番地1を東広島市西条町上三永10766番地1に改めるものでございます。

広島中央環境衛生組合理約の変更につきましては以上です。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

それでは、質疑の前に中国新聞の山田記者より傍聴の許可申請が出ておりますので、これを許可することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。それでは、傍聴を許可します。

それでは、これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようですので、次に参ります。

議案第39号竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 福祉部から今回提案させていただいております条例改正案の審議についてよろしくお願ひしたいというふうに思います。

なお、説明なのですが、担当課長の社会福祉課長が本日欠席のため、私の方から説明をさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。それでは、座って説明をさせていただきます。

別紙で資料をお配りしておりますので、そちらをごらんいただければというふうに思います。

議案第39号竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてでございます。

まず、1番の提案の趣旨でございます。特定教育・保育施設、この施設につきましては、こども園、幼稚園、保育所等の施設が特定教育・保育施設でございます。及び特定地域型保育事業、この事業につきましては、保育所より少人数の単位でゼロ歳から2歳を保育する事業ということで、20人未満の事業でございます。本市には該当がございません。これの運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、教育・保育給付に係る支給認定証の交付等について必要な規定を整備するものでございます。

2番目の改正の経緯でございます。平成27年4月、子ども・子育て新制度以後、こども園、幼稚園、保育所を利用する場合には保護者の申請に基づきまして市が認定を行い、支給認定証を交付することとされております。しかし、保護者が支給認定証を使用して施設へ手続を行うことはほぼありません。市と各施設で手続が完了するといった状況でございます。このことから、地方から国へ手続見直しの提案が行われ、申請があった場合のみ支給認定証を交付する内閣府令の改正が行われたところでございます。

3番目の改正の内容につきましては、この内閣府令の基準に合わせて支給認定証の交付を保護者の申請による任意交付に改めるなどとするものでございます。施行日については公布の日ということでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） それでは、ないようでございますので、ここで自由討議を行うため、暫時休憩します。

委員外議員，執行部は退室をお願いします。

午前10時03分 休憩

午前10時28分 再開

委員長（宮原忠行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

その他、何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようですので、第1回はこの程度にとどめ、第2回は6月23日金曜日の10時から会議を再開することとします。

なお、6月23日金曜日の第2回の会議終了後、直ちに所管事務調査に係る民生都市建設委員会を開催し、執行部より竹原市就学前教育・保育に関する基本方針について報告を受けることといたしますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、本日はこれにて延会いたします。

ありがとうございました。

午前10時29分 延会